

議案第42号

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、市外の者が体育館を使用する場合等の使用料の額を引き上げること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次の金額を加算する。
メインアリーナ全面・半面 2,030円 サブアリーナ
1,010円
- 2 夜間を除き照明を使用する場合は、1時間につき次の金額を加算する。
メインアリーナ全面 610円 メインアリーナ半面 300円
サブアリーナ 300円 弓道場 300円
- 3 会議室は、一室当たりの金額とする。
- 4 附属設備の使用料は、1回（1日以内）の使用により徴収する。
- 5 コインシャワーの使用は、1回100円とする。
- 6 構成員の10分の7以上が市内に住所を有する者である団体（以下「市内の団体」という。）が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に3を乗じて得た額を徴収する。
- 7 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に8を乗じて得た額を徴収する。
- 8 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に11を乗じて得た額を徴収する。
- 9 市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に2を乗じて得た額を徴収する。
- 10 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に6を乗じて得た額を徴収する。
- 11 市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に16を乗じて得た額を徴収する。

- 1 2 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 2 2 を乗じて得た額を徴収する。

別表第 2 の備考を次のように改める。

備考

- 1 競技場（専用使用）の夜間を除き照明を使用する場合は、1 時間につき次の金額を加算する。
全面 200 円 半面 100 円
- 2 附属設備の使用料は、1 回（1 日以内）の使用により徴収する。
- 3 市内の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 3 を乗じて得た額を徴収する。
- 4 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 8 を乗じて得た額を徴収する。
- 5 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 1 1 を乗じて得た額を徴収する。
- 6 市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に 2 を乗じて得た額を徴収する。
- 7 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に 6 を乗じて得た額を徴収する。
- 8 市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 1 6 を乗じて得た額を徴収する。
- 9 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に 2 2 を乗じて得た額を徴収する。

別表第 3 の備考を次のように改める。

備考

- 1 競技場（専用使用）の夜間を除き照明を使用する場合は、1 時間につき次の金額を加算する。
全面 200 円 半面 100 円
- 2 附属設備の使用料は、1 回（1 日以内）の使用により徴収する。

- 3 市内の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に3を乗じて得た額を徴収する。
- 4 市内の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に8を乗じて得た額を徴収する。
- 5 市内の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に11を乗じて得た額を徴収する。
- 6 市内の団体以外の団体が使用する場合は、当該使用料に2を乗じて得た額を徴収する。
- 7 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に6を乗じて得た額を徴収する。
- 8 市内の団体以外の団体が、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に16を乗じて得た額を徴収する。
- 9 市内の団体以外の団体が、入場料等を徴収し、かつ、営利を目的として使用する場合は、当該使用料に22を乗じて得た額を徴収する。

第2条 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考第9号から第12号までの規定中「市内の団体」を「市内在住以外の者又は市内の団体」に改める。

別表第2備考第6号から第9号までの規定中「市内の団体」を「市内在住以外の者又は市内の団体」に改める。

別表第3備考第6号から第9号までの規定中「市内の団体」を「市内在住以外の者又は市内の団体」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同

日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。